

事務連絡
平成29年3月30日

各地方整備局 企画部施工企画課長 殿
企画部情報通信技術課長 殿
河川部河川管理課長 殿
北海道開発局 建設部低潮線保全官 殿
事業振興部機械課課長補佐 殿
事業振興部機械課長補佐電気通信官 殿
(独)水資源機構 ダム事業部 ダム管理課長 殿

大臣官房

技術調査課

電気通信室課長補佐

総合政策局

公共事業企画調整課

施工安全企画室課長補佐

水管理・国土保全局

河川環境課

河川保全企画室課長補佐

流水管理室課長補佐

「河川構造物の長寿命化計画の策定について」の取扱いの変更について

「河川構造物の長寿命化計画の策定について」（平成24年6月6日付け国技電第12号、国総公第34号、国水環保第3号、国水流第3号、電気通信室長、施工安全企画室長、河川保全企画室長、流水管理室長通知）及び「「河川構造物の長寿命化計画の策定について」の取扱いについて」（平成24年6月6日付け電気通信室課長補佐、施工安全企画室課長補佐、河川保全企画室課長補佐、流水管理室課長補佐事務連絡）により、当面の河川構造物の長寿命化計画の策定対象施設を通知し、現在当面の対象施設において長寿命化計画の策定を終えたところである。

さらに、今般「河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの作成について」（平成29年3月30日付け国技電第45号、国総施安第3号、国水環保第45号、国水流第15号、電気通信室長、施工安全企画室長、河川保全企画室長、流水管理室長通知）を通知したため、取扱いを下記の通り変更するので、河川構造物の長寿命化計画策定の手引きに基づき、必要に応じて長寿命化計画の改定にあたられたい。

記

1. 当面必要に応じて計画を改定する主要な施設
 - 1) 堰：全て
 - 2) 水門：全て
 - 3) 樋門・樋管：1施設の合計扉体面積が5m²以上
 - 4) 閘門：全て
 - 5) 陸閘：1施設の合計扉体面積が5m²以上
 - 6) 揚排水機場：全て
 - 7) 浄化施設：全て

2. 当面の策定期限：平成30年度末まで